

学問的論争と歴史認識

—— 小林英夫・福井紳一氏の「批判」によせて

江 田 憲 治 ・ 伊 藤 一 彦 ・ 柳 沢 遊

1. はじめに —— 「歴史認識」と近年の学界動向

1-1 「歴史認識」と歴史学者の「認識」

近年、日本（政府および国民）と東アジアの近隣諸国との間でしばしば、「歴史」をめぐる「意識」の落差が語られる。靖国神社参拝問題や、従軍慰安婦をめぐる問題に示されるように、メディアの言説であれ隣国の政府閣僚の発言であれ、こうした歴史認識問題の根底にあるのは、帝国日本が第2次世界大戦以前から大戦期にかけて、アジアの近隣諸国に対して侵略し支配した事実を今日どのように評価するか、という歴史学の問題であると思われる。

思えば、1980年代までの日本の近現代史研究では、戦後の政治体制が、戦前戦時の「ファシズム」「軍国主義」の否定の上に、成立したものであるとされ、歴史学の課題として、「東アジアへの侵略」の論理を究明することの重要性は、多くの政治史・経済史研究者によって共有された問題関心であった。ところが、1990年代半ば以降、日本の歴史学界においては、「日本帝国主義」「日本ファシズム」「日本軍国主義」という概念はほとんど使用されなくなり、それらは、中国・韓国をはじめとする諸外国の歴史学界や教科書の用語として用いられるという、ある種顛倒した言説状況が出現したのである。歴史学界や歴史教育の分野で、近年話題にされつつある「歴史の忘却」の圧力の存在は、第2次世界大戦が終了して70年近くが過ぎようとしている今日こそ、すべての歴史研究者が向き合わなければならない現実であるといえよう。

近年の研究には、南満洲鉄道株式会社（満鉄）に代表される日本企業を、植民地企業としてはとらえるが、日本本国の経済過程・政治過程・軍事侵略との関連よりは、長期的な中国地域史ないし中国産業発展史との関連で把握する傾向がある。かつて強調されていた「日本資本主義の各発展段階において植民地問題が有機的に位置付けられつつ全期間で体系化されること」¹⁾という日本資本主義史的方法的視角は、もはや後景に退いている、と言ってもいい。日本本国——「満洲国」——植民地企業（満鉄など）の相互関連を、日本帝国の歴史に位置づけようとする政治・経済史的アプローチは、石井寛治『帝国主義日本の対外戦略』（2012年）²⁾などがあるものの、原朗・浅田喬二・金子文夫らが構築してきた70年代後半から90年代初めの研究水準を大きくは越えていない³⁾。2002年以降、2回にわたって刊行された『社会経済史学の課題と展望』⁴⁾、および歴史学研究会編『歴史学における方法的転回』⁵⁾（2002年）の内容を見るかぎり、こうした論点は、現在の歴史学界が抱える問題点を示唆しているように思われる。

1-2 『満鉄の調査と研究』執筆者と小林・福井との論争経緯 ― 何が問題であったのか？

ところで、近年の研究動向の中で侵略や他国の支配という事実を軽視する傾向を示すのが、小林英夫の『「日本株式会社」を創った男 ― 宮崎正義の生涯』(小学館、1995年)、『満鉄 ― 「知の集団」の誕生と死』(吉川弘文館、1996年)、福井紳一との共著『満鉄調査部事件の真相 ― 新発見史料が語る「知の集団」の見果てぬ夢』(小学館、2004年、以下『真相』と略称)、『満鉄調査部 ― 元祖シンクタンクの誕生と崩壊』(平凡社新書、2005年)、など一連の著作だと思われる。後述するように、小林の研究は、満鉄調査組織の一つ(経済調査会)が満洲国の経済統制策確立に果たした役割を中心に、満鉄調査組織が日本の「国策」確立に寄与したことを高く評価する。そして、この経済調査会で活躍した宮崎正義を「日本株式会社を創った男」とよび、「知の集団」「元祖シンクタンク」であった満鉄とその調査組織は、この点で戦後日本の経済発展に寄与したのだ、と主張するものである。

これに対して、松村高夫を中心とする研究グループは、中国東北地域における日本企業、とりわけ満鉄が果たした役割を、日本の侵略と植民地支配の視座から検討することを目指した。そこで、中国(吉林省社会科学院)の研究者たちと共同研究を行って、『満鉄労働史の研究』(2002年)⁶⁾を刊行、その後、あらためて日本の研究者で満鉄の調査・研究活動に的をしぼり、『満鉄の調査と研究』(2008年、以下『調査と研究』と略称)⁷⁾で考察を行った。前者では、満洲国の労働政策、満鉄と関連企業における労務管理体制、鉄道・炭鉱・埠頭・製鉄・土木などの現場での労働者状況、労働者の生活実態、抵抗の諸相を明らかにした。後者では、従来の満鉄の「調査と研究」に関する研究動向を整理したのち、そこには、調査能力(成果)の過大視や反軍的性格の強調といった「神話」とよぶべきものが存在することを指摘した。

具体的には、満鉄の統計調査の方法(第1章)、個別の調査と研究(鉄道・大豆・オイルシェールおよび朝鮮人調査、医学研究、抗戦力調査、第2~7章)に対してボーリングとよぶべき掘り下げた検討を行い、さらに第8章(松村高夫執筆)で満鉄調査部の活動を停止にいたらしめた満鉄調査部事件(1942-43年)が、権力のフレーム・アップであることを論証した。そして第8章は、この満鉄調査部事件に関し、小林英夫と福井紳一の共著『真相』が、部員たちは共產主義運動の組織体「ケルン」を結成し、コミンテルンの指令で尾崎秀実と「関東軍司令部爆破計画」を立てた、とする逮捕者(小泉吉雄)の「手記」に見える記述を、センセーショナルに述べたことを批判したのである。軍部による一元的支配が苛烈をきわめていた時代の「権力側の史料」、すなわち憲兵隊が逮捕者に執筆を強制した供述書代わりの「手記」を、現代の歴史家がそのまま鵜呑みにすることは、史料批判を欠いた非実証的な主張につながる、と考えたからである。

このわれわれの実証研究に基づく本格的な満鉄調査史分析に対し、小林・福井は、「松村高夫氏の批判に応える」と題する「反論」を雑誌に連載⁸⁾(連載第3回から5回は松村以外の『調査と研究』所収論文に対してのものである)、さらにこれを『論戦「満洲国」・満鉄調査部事件 ― 学問的論争の深まりを期して』⁹⁾(2011年、以下『論戦』と略称)に収録し、公刊したのである。

こうした小林・福井の「反論」には、3点の問題を指摘しうる。第1に、史実の論証、論旨の展開に実証的ではない部分がかなり存在することである。また第2に、「学問的論争」には、学問的な方法があるべきだとわれわれは考えるが、この点で小林・福井の議論には、批判への反発が先行し、それがゆえに反論のための反論というべき主張を展開しているところが少なくない。そして第3に、日本の侵略という事実から目をそむけ、植民地支配を肯定するような議論を「反論」として述べていることである。

このわれわれが問題と考える3点のうち、すでに、第1点については、松村高夫「満鉄調査部弾圧事件（1942・43年）再論」が、小林・福井の「反論」に対し、詳細な反批判を行っている¹⁰⁾。また、江田憲治がゾルゲ事件研究者渡部富哉と共同で著した「『尾崎秀実の関東軍司令部爆破計画』は実在したか——小林英夫・福井紳一説の批判的検討」¹¹⁾は、小林・福井が事実であったかのように語った「関東軍司令部爆破計画」や満鉄調査部内の共産主義組織（ケルン）の存在は、憲兵に執筆を強制された逮捕者の「手記」で生まれた虚構にすぎないこと、小林らが主張した満鉄調査部事件とゾルゲ事件の「連動」「連続」もあり得ないことを明らかにした。

したがって、われわれは以下、前掲の第2点と第3点——社会科学としての、第三者の検証に耐えうる論争の方法とはなにか、そしてまた、日本の侵略と植民地支配をどう考えるのか——の二つの点から、われわれの著作『調査と研究』に対する小林・福井の批判にこたえることにし、あわせて各章に加えられた批判についても最低限の再批判を行うこととする。こうしたかたちでの反批判と議論の展開こそ、近年の侵略に対する無関心を放置する歴史学の研究状況に対し、われわれなりの問題提起をなしうると考える。

2. 小林と福井の「反論」方法の問題点

2-1 小林・福井の反論方法①——「決め付け」

小林・福井の批判は、きわめて感情的な反発を文面に表したものである。たとえば、『調査と研究』第8章で松村高夫が、『真相』の記述を「センセーショナル」としたことに対し、小林・福井は、この松村の指摘を「決め付け」だとする。さらに「編者が論文集の「序章」と「終章」で特定の著作や著書に対し、これに類した決め付け用語を連発したことは見たことがない」と書き、「一般に学問的著作を取り上げるのであれば、先行研究を参照し、積極的貢献と問題点を記述するのが常識であろう。積極的貢献がなければ無視するというのが、学問的常識である」とつづけ、編者たちが「こうしたルールを犯すこと事態が、本書〔『調査と研究』〕の学問的総括水準を指し示すもの」だ、と述べている（『論戦』54頁）。

文意が読み取りにくいのが、われわれが『調査と研究』の序章や終章で、「特定の著作や著書」＝小林の著作の「積極的貢献と問題点」ではなく「問題点」だけを指摘したことが、「学問的常識」に反する、ということのようである。小林と福井は、「積極的貢献がなければ無視するというのが、学問的常識である」というのだが、そうなのだろうか。後述する野口悠紀雄の「1940

年体制論」には、原朗や橋本寿朗の批判を見るかぎり、学問的貢献があったようには思えないが、原・橋本らによって明確な批判が展開されている。メディアで広まった野口の主張の社会的影響力もあってのことであろう。小林が一般向けの概説書を次々に刊行し、そこに社会的影響力があると考えたからこそ、われわれは『調査と研究』の研究史総括の中で小林の本を取り上げたのである。それが、「学問的常識」に反する行為なのだろうか。また、われわれは序章で小林だけを批判したのではない。満鉄調査組織を対象とする、野々村一雄、原覚天らの回想や研究を総括しており、研究史の流れの中で小林を批判しているのである。

したがって、「こうしたルールを犯すこと」自体がわれわれの研究書の「学問的総括水準を指し示すもの」という論法が、逆に「決め付け」そのものだと思われる。そこで、小林・福井の『真相』の記述を「センセーショナル」とした松村の指摘が、彼らのいうように「決め付け」なのかどうか、検討しよう。

そもそも『真相』には、逮捕者（小泉吉雄）の手記に「驚くべき記述」があるとし、「なんと、日ソ戦が勃発したときには、関東軍の顧問であった小泉吉雄が、関東軍司令部を爆破することを、渡辺雄二に約束したことが語られていたのである」、とある（『真相』208頁）。これは、「センセーショナル」な筆致ではないだろうか。戦前の思想犯事件として知られてきた満鉄調査部事件は、調査部員と関係者が大量に逮捕され、獄死者も出た。しかし、小林・福井の『真相』以前、この摘発は、運動実態などないにもかかわらず、部員における「左翼前歴者」の存在や調査に見られるマルクス主義的方法が原因となって行われた（山口博一）とか、警視庁によるゾルゲ事件や中共諜報団事件の摘発後、関東憲兵隊には面子の上からも「事件を作り上げる必要があった」（石堂清倫）と考えられてきたのである¹²⁾。そこへ、「関東軍司令部爆破計画」の存在を可能性あるものとして小林・福井は『真相』の中で書いたのであるから、それだけで十分にセンセーショナルであった。しかも、彼らの『真相』の「帯」には「ゾルゲ事件に連続する知られざる弾圧事件の全貌が、今、明かされる」と書かれている。

小林らの「決め付け」の事例をもう一つ挙げよう。小林らは、『調査と研究』第8章（松村論文）が、『真相』から引用した文章に一部欠落があることをとらえ、松村が「小林・福井の文章における重要な部分をわざとカットして読者の目を覆」ったとし、人々に「誤解させることを図った」と非難した（『論戦』71頁）。しかし、この引用の一部欠落は、松村がのちに認めているように省略記号（…）を打ち損なったケアレス・ミスにすぎない。それを意図的なものとし、「読者の目を覆」ったとか、人々に「誤解させることを図った」とか言うのは、合理的な推論というよりも、「決め付け」であろう。

この点を具体的に見てみると、引用ミスがなされたのは、松村の言う「センセーショナルな記述」の事例を挙げる、以下の文脈の中である（『調査と研究』440-441頁）。

小泉吉雄の「手記」が述べる調査部員とコミンテルンとの接触や「関東軍司令部爆破計画」について、『真相』が、「この供述は、『捏造』とは考えにくく、[この供述が公判で述べられ

たとしたら、関東軍の中樞の軍人たちの責任問題に発展する事態は不可避だからである。] 関東憲兵隊にとっても、大きな衝撃となったことは間違いないであろう」としているが、小泉が戦後、コミンテルンとの関係は厳しい取調べの中で錯乱状態で「妄信」したと自ら書いていてなお、著者たち〔小林・福井〕は「供述が真実か否かは、今以て定かではない」とするのである。

この松村論文からの引用のうち、[] の部分が引用漏れとなった。これを小林らは、「文章における重要な部分をわざとカットして読者の目を覆」った、人々に「誤解させることを図った」とするのだが、この部分の文意をよくよく考えてほしい。「爆破計画」を述べる「供述」（正しくは「手記」）が公判で明らかになると、どうして「関東軍の中樞の軍人たちの責任問題」になるのだろうか。「爆破計画」を事前に暴いたのであるから、むしろ表彰ものであろう¹³⁾。そうした一般常識にすら反する想定に立って、「読者の目を覆った」「誤解させることを図った」と小林らは「決め付け」、非難しているのである。

したがって、松村の指摘が「決め付け」であったのではない。小林らの論法が論拠のない「決め付け」なのである。前記のように一事をもって相手の著作全体の評価を「決め付け」てしまえば、読者には強いイメージを与え、「反論」は省力化される。しかし、こうした論争の方法は、社会科学者の主張としての検証に耐え得るものだろうか。社会科学者は、つねに反証を意識しながら、議論を組み立てるものだと、われわれは考えている。

小林らの「決め付け」のより重要な問題点を指摘しよう。小林・福井は、『調査と研究』所収の各論文が、「あらかじめ、この論集に共通の「初期設定」に基づく問題意識や課題設定を掲げた上で、各論を展開し、その後、冒頭で掲げた問題意識や課題設定にあうように自ら実証した成果を、無理に鋳型に流し込むような形で、結論部分として構成させたものが多くみられる」（『論戦』138頁）と論難している。こうした「初期設定」を云々しての「決め付け」は、何度となく繰り返されている。

しかし考えてみよう。共同研究を開始する時点で「初期設定」がなされているということは、その共同研究の結論は初めから決まっており、結論を立証するために各論が存在するということである。たしかに、何らかの目的から、そうした共同研究がなされることもあるだろう。例えば、あらかじめ原発推進あるいは反原発を共通認識とし、広く世にアピールすることを目的とする共同研究があってもおかしくない。しかし一般には、「初期設定」などに関係なく、結論がどうなるかは分からないからこそ、分かろうとするための共同研究が行われる、それが普通ではないだろうか。

われわれの共同研究は、中国側研究者との満鉄労働問題の共同研究が終了した後、次の課題として「満鉄の調査・研究」を選択して始まったもので、その時点で、研究参加者各人のこの問題への知識も関心の度合いもさまざまであり、「初期設定」など、およそ想定すらできなかった。人文・社会科学系の共同研究の中には、参加者の研究成果があまり調整されないまま完了したと

思われるものも散見されるが、われわれの場合はそれとは全く異なる。共同研究期間中、数十回にわたって研究会を行い、報告と議論の過程を重ねた結果、「満鉄の調査・研究」の特徴が、従来考えられていたものとはかなり異なることについて、共通認識を得るに至った。かかる共通認識を得られたということは、共同研究として有意義だと言えるのではないだろうか。

われわれは、これまで満鉄調査組織（満鉄調査部）について作られてきた歴史像——きわめて有能・優秀で、日本及び満洲国の政策に多大な影響を与え、にもかかわらずマルクス主義の左翼思想と反戦機運が横溢する組織であったというイメージは「神話」であって、誤った「神話」は克服されねばならないという点で、共通の認識に到達した。研究成果をまとめ、著作として出版する段階で、われわれが得た「満鉄調査部神話は否定すべし」という共通認識を世に問うことにし、序章や各章の結論部分でそれを強調したのはそういう経緯による。後述するように、各論文の執筆者は、それぞれの実証研究を通じて、序章の述べる主張に到達し、その構成に貢献したのであって、序章の問題意識や課題設定に「自ら実証した成果を、無理に鋳型に流し込むような」ことをしている、というのは、小林・福井の「決め付け」にすぎない。

2-2 小林・福井の反論方法②——「すりかえ」

「決め付け」という手法以外に、小林と福井の「反論」が用いている方法をもう一つあげよう。それは、相手側の批判の論点に回答することを避け、論点を「すりかえ」て「反論」することである。

たとえば、『調査と研究』は、「国策決定は…軍や政府によってなされ、その実施を具体化するための調査や立案を満鉄調査組織が請け負った（または請け負おうとした）」というのが実態ではなかったか」と述べ（15-16頁）、満鉄調査部が「日本の国策決定に重要な役割を演じた」（『満鉄調査部』11頁）という小林の主張は過大評価ではないか、ということを指摘した。こうした「国策」への関与について、小林は、満洲事変の翌年に成立した経済調査会が「役割は国策立案にあり」と国策立案を自任したかのように述べている。その際、「いかなる経済政策を採用するかは、〔満洲国〕建国初期、最大課題の一つだった」とし、そこでソ連で計画経済を学んだ宮崎正義が、この経済調査会での満洲国の統制経済立案の中心となった、彼のその後の「五カ年計画実現をめざしての活動」が、戦後の「日本型経営システム」をつくりあげた、との主張を行った¹⁴⁾。

しかしながら、満洲国の経済運営を「統制経済」と決めたのは、宮崎正義でも経済調査会でもない。経済調査会の成立の一カ月半前の1931年12月8日、関東軍第三課は、「満蒙開発政策」を「企画経済の下に統制実行する」ことに決めていたのである。この事実はすでに『現代史資料(7)』（1964年）収録の「満洲事変機密政略日誌」に明らかであり、われわれはこれにもとづき指摘しておいた（『調査と研究』16頁¹⁵⁾。すなわち、建国初期の満洲国が「いかなる経済政策を採用するかが「最大課題の一つ」であり、「国策立案」として課題を担ったのが経済調査会（と宮崎）だ」という小林の議論には、史料的根拠がない。「経済政策」をどうするかは、関東軍に

よって決定済みのことであったのである。また、小林が引用するどの史料にも、経済調査会が「役割は国策立案にあり」と自認したことなど書かれていない。

これらは、小林が、史料根拠にもとづかない主張を展開していることについての指摘である。この指摘に対し、小林が「反論」でなすべきは、関東軍の決定に対して宮崎正義が影響を及ぼしていたことを示すあらたな「史料根拠」を提示することだったはずである。それが「学問的論争」というものだろう。

ところが、自著の重要論点の根拠が問われているにもにもかかわらず、小林は『論戦』でこれに言及していない。そのかわりに小林（と福井）が行ったのは、国策と調査機関の役割について、『論戦』で、(A)「国家が決定するから「国策」なのであって、それを実現・具体化する前提の調査や立案を請け負うのが、そもそも調査機関やシンクタンクの役割であるはずである」と述べ、われわれの『調査と研究』に、調査機関の「「国策」への「関与」が「あったか」「なかったか」の二項対立的発想」がある（94 頁）と指摘して、これを批判することであった。この傍点部の指摘は満鉄調査組織に関して論じる場合、全く正しい。問題は、こうしたことは、われわれがすでに述べていることである。(B)「国策決定は…軍や政府によってなされ、その実施を具体化するための調査や立案を満鉄調査組織が請け負った（または請け負おうとした）というのが実態」（『調査と研究』15-16 頁）、と。

もともと小林は、満鉄調査組織が「日本の国策決定に重要な役割を演じた」（『満鉄調査部』11 頁）と主張し、「国策立案」を自任する満鉄経済調査会が、満洲国の経済統制策を立案した、と主張していたのであるから、調査機関の調査・立案 → 国策の決定、という時系列で「国策への関与」を考えていたはずである。われわれから批判を受ける以前、前記傍点部(A)のような、国策決定 → 立案・調査、の時系列で述べていないのである。こうして自らの主張を別なもの（しかも、論争相手のもの）に「すりかえ」ることで、小林は、史料根拠にもとづく批判への回答を避けている。

ここに、たいへん興味深い小林と福井の「反論」の「方法」がうかびあがる。論争相手と同じことを繰り返して述べ、そんなことは言われるまでもない、と「反論」することである。「反論」の手法としては、まことに「有効」であろう。論争相手の主張のインパクトを低減させ、「反批判」の体裁をとることができるからである。ただ一つ、欠陥があるとすれば、事実を述べていない、学問的誠実さに欠ける「反論」の偽装だということである。

さらに、この「方法」は、第 8 章（松村論文）に対する論難の中でも用いられている。松村が「関東軍司令部爆破計画」についての小林・福井の記述を批判し、事件がフレーム・アップであったことを論証すると、小林・福井は、次のような「反論」を行った。すなわち、彼らは雑誌『情況』（2005 年 8・9 月）の座談会での小林の発言を引用し、自分たちは（松村に指摘されるまでもなく）事件の「フレーム・アップの経緯を説明している」とし、また小泉の「手記」に「荒唐無稽な」という形容詞をつけ、その信頼性を否定した（『論戦』71 頁）。だがそもそも、逮捕者の「手記」を「荒唐無稽な作為」としたのは石堂清倫であり、これを引用したのが松村である

(『調査と研究』441頁)。「フレーム・アップ」にせよ、「荒唐無稽」という評価にせよ、ここで小林と福井は、論争相手の論点を自らが元々述べていたかのように「すりかえ」、「反論」の材料としている。実は、小林の座談会での「爆破計画」についての発言も微妙な言い回しに終始し、「フレーム・アップ」の可能性を示唆しただけである。松村のようにフレーム・アップを論証してはいないのである。

そもそも、2004年の『真相』に対する松村の批判に、2005年の座談会発言を用いて「反論」するのは、筋が通らない。『真相』には、「〔小泉「手記」が述べる〕尾崎〔秀実〕がヘッドになって、満鉄調査部員をコミンテルン幹部に密会させ、日ソ戦が勃発し、満州が戦場となった場合には関東軍司令部を爆破する、……尾崎のこうした行動は、あり得る話だと思う」(256頁)とあり、2004年の『真相』刊行前に小林が岩波書店『世界』と藤原書店『環』に掲載した文章でも、「爆破計画」は「あり得る話」とされていた。「荒唐無稽」どころではない。福井も、インターネット上のサイトで「尾崎秀実の指令で関東軍司令部爆破の計画があった」と発信していたのである¹⁶⁾。彼らは「爆破計画」を「事実」と言ったことは一度もない」という。しかし、小林は「爆破計画」を「あり得る」とし、福井はネットで「爆破計画」が「あった」と述べたのである。にもかかわらず、「フレーム・アップは、この満洲国の弾圧事件を考える場合の前提」だと述べる(『論戦』74頁)のは、「フレーム・アップ」論という論争相手(松村)の論点を自らの論点に「すりかえ」で強弁したにすぎない。

これらのことは、われわれの小林・福井に対する重要な批判点二つに対し、彼らが、「すりかえ」の手法を用い、相手の議論を自らの議論であるかのように装い、「反論」を偽装していることを示している。それは、研究者としてあまりに不誠実な行為ではないだろうか。

ここで、ぜひ強調しておきたいのは、小林・福井が『論戦』に「学問的論争の深まりを期して」という副題を付した点である。それが、「論争を通じて、学問・研究の進展に資する」ということであれば、全く異議はない。たんに批判されたから反論するというだけの「論争」では、当事者以外にさしたる意味をもたないであろう。小林・福井が真に「学問的論争の深まりを期して」『論戦』を上梓したのであれば、『調査と研究』の主要テーマであり、副題に掲げている満鉄調査・研究の「『神話』と実像」について、真正面からの批判があつてしかるべきである。編者が「満鉄調査組織『神話』の克服」を「初期設定」された「課題」として『調査と研究』を編んだ(『論戦』98頁)とまで強弁するのであるから、小林・福井が「神話」を大いに意識していることは間違いない。しかし先にも述べたように、「神話」は共同研究の成果として確認された概念であり(現実には、満鉄調査部「神話」が存在したことは、われわれ以外の研究者の発言によっても、確認し得る¹⁷⁾)、小林・福井が、「神話」の克服は「初期設定」された「課題」であるというのは事実と反する。小林らは、「神話」の克服という「初期設定」された「課題」ゆえに『調査と研究』が編まれ、それは514～515頁に明記されているとする(『論戦』98頁)が、『調査と研究』のどこにもそのような記述を見出すことはできない。

『論戦』は、『調査と研究』の、満鉄調査部事件について「小林英夫らによってあたかも(満

鉄調査部内に)「共産主義運動」が運動実態として存在していたかのような「神話」が誕生している(516頁)という部分に反応し、「ありもしない」「虚構の創造」(『論戦』69頁)と否定した。しかし、満鉄調査組織の「神話」について、『論戦』が言及したのはそれがほとんど唯一である。「学問的論争の深まりを期して」と銘打った著作であれば、従来のイメージを維持しようとするかしないか、どちらかの立場(可能ならその他の立場でもかまわないが)から、戦後の満鉄調査組織をめぐる諸研究を踏まえた明確なメッセージがあってしかるべきではないだろうか。

3. 「侵略」「植民地支配」をどう理解すべきか

3-1 小林・福井の「侵略」理解——731部隊をめぐる

次に、小林と福井が、満鉄の調査と研究に関連して、侵略の問題をどのように考えているか、について考えてみよう。この点の具体的事例として、第6章(江田いづみ)への批判を取りあげる。小林・福井は「医療活動が伝染病の予防や感染源の特定に効果をあげたという事実を軽視し、植民地支配の面だけを面的に強調し、七三一部隊が満洲医学の本質であるという結論へと導く予防線を作る」(『論戦』134頁)としている。要するに小林らは、満洲での医学研究や診療活動がもたらした「成果」を評価していないと批判しているのだが、そうであるなら、そもそもなぜ日本が満洲で医学研究や診療活動を行なうに到ったかに立ち戻って考えてみるべきであろう。

日露戦争に辛勝し、ようやく実現された日本の大陸進出ではあったが、そこでは厳しい気候風土に加え、多発する伝染病・風土病など困難な自然条件が待ち受けていた。満鉄の初代総裁となった後藤新平は、未来の植民地たるべき満洲や関東州での支配を安定させるため、当初から大量の日本人移民を送り込んで勢力を拡大することを構想していたが、伝染病が頻発する地で日本人勢力の拡大を図ろうとする以上、日常的に衛生管理を厳重にして医療施設を完備し、伝染病対策のための医学研究を確立することは急務であった。そこで満鉄創立と同時に各地に診療施設を設置し、満洲医科大学等の研究機関が伝染病の予防・治療対策を研究することとなったのである。

また日本人の定住促進のためには、彼らを満洲の気候風土に如何に適応させるかが重要課題となり、この衣食住全般に及ぶ「寒冷地馴化」をめぐる研究も、満洲医科大学等が行った。満洲事変以前は、南満洲の気候と関東州及び満鉄沿線の邦人の生活改善が主要な研究対象となっていたが、事変後、日本の支配圏が満洲全土に及び「満洲国」が成立すると、大量移民の構想がにわかに現実のものとなり、満鉄も従来の研究範囲を拡大して全満洲を対象とする「風土衛生」研究に着手する。いわゆる「開拓医学」「開拓衛生」の始まりである。満洲への集団農業移民は、ソ満国境地帯の防衛力強化に加え、「反満抗日」運動に対する治安維持、さらには日本の農村の「過剰人口」解消まで可能にする、日本にとっては是が非でも実現したい「国策」であったから、事変前には租借地や附属地の日本人を対象としていた衛生関係機関も、自らの存在感をアピールすべく「開拓医学」には積極的に取り組んだ¹⁸⁾。

こうした一連の医療衛生活動において診療・治療の対象となったのは、日本人と一部の中国人

に限られ、現地の圧倒的多数の中国人は埒外に置かれ、「衛生思想の幼稚な民衆」「常に転々移動して止まない下層労働者の大群」として、あたかも伝染病の媒介者が単なる自然環境の一部の如くとらえられていた。勿論これらの医療活動が伝染病の予防や感染源の特定に一定の成果をあげたことは否定できないが、満洲医科大学や満鉄医院の受診者を見てみると、日本人の割合が60～80%を占めており、満洲の人口の90%以上を占める中国人の受診は日本人より圧倒的に少なかった¹⁹⁾。誰のための医療活動であったかは一目瞭然であろう。

このように満洲での医学研究や診療活動は、侵略なしには誕生するはずもない、あくまでも日本の満洲経営を安定させるための利己的手段だった。日本の医療活動を支配の免罪符とするには、受益者はあまりにも少数であった。そして小林らが再評価を渴望する、伝染病の予防や感染源の特定など満洲における調査研究で生み出された「成果」は、現地では植民地時代の忌まわしい記憶として封印されたままである。満洲国をめぐる多くの幻影同様、日本においてのみ歴史に足跡を留めているにすぎない。

また小林らが「植民地医学」なるもののあり方は、厳しく批判されるべきものだが、その過程で創出された「医学的成果・蓄積」そのものを、「色つき」として否定することが滑稽なこと」（『論戦』104頁）と述べていることに対する、松村高夫の以下のような指摘を引用しておきたい。——「植民地医学の最先端・関東軍防疫給水部、通称731部隊では少なくとも3000人を数える中国人たちが細菌兵器の研究・開発・製造のために日本人の医師たちによる人体実験の対象とされ、全員殺害された。それでも、「その過程で創出された「医学的成果・蓄積」そのものを、「色つき」として否定することは滑稽なこと」なのだろうか。731部隊が開発した乾燥血漿は、戦後731部隊員たちが創設した「日本ブラッド・バンク」が朝鮮戦争時に米軍に売り、莫大な利益を得て、のちにミドリ十字と名称を変更するのだが、小林らによれば、その乾燥血漿も「医学的成果・蓄積」として評価すべきことになる」²⁰⁾。

なお、この「侵略」をどう考えるかについて、小林・福井は、「私たちが日本帝国主義の中国侵略を糾弾する立場にある」とは述べている。だが、それに続けて表明されるのは、「中国を代表する解〔学詩〕の研究に寄り添う形で、自らの立ち位置を測るような、松村・柳澤・江田三氏のような視点には与し得ない」ということである（『論戦』108頁）。しかし、われわれは、「終章」で、日本の中国侵略での満鉄調査部の役割を巨大な準軍事諜報機関と見る解学詩の研究²¹⁾の視点を批判しており（『調査と研究』510-513頁）、個別の論点でも批判を提示している（415頁）。決して「寄り添」ってはいない。しかも、多くの独自史料を駆使している解学詩の研究の内容に、小林の『満鉄調査部』（2005年）も『満鉄調査部の軌跡』（藤原書店、2006年）も、まったく言及していないし、おそらくは読んでもない（そもそも日本語文献を含め研究史の総括をほとんど行っていない）。そうであれば、われわれが解学詩の著作をどのように紹介し、どのように批判しているか、きちんと読んでから言及するべきではないだろうか。

3-2 小林・福井の「植民地支配」理解——植民地における「よい政治」

もう一点、小林・福井は、西川長夫の『〈新〉植民地主義論』²²⁾ (2006年)の文章を引用しているのだが、そこでの彼らの認識と西川の所説への理解問題にしたい。西川は、中国人と韓国人の留学生が「住民にとって自国の政府が他国の政府より良いとは限らない」という意味の発言をしたことから、「支配者たちによって苦難を強いられてきた住民にとって問題なのは、彼らがよい政治をするか否かであって、彼らが自分と同じ民族に属するか否かは第二の問題であり」「植民地主義という言葉の持つ強いイデオロギー性が反植民地闘争のなかで現実の一面を覆い隠し、別種の植民地主義（まさしく国内植民地主義である）を生み出してきた」と書いた。これを小林・福井は、『調査と研究』の編者たちが「『侵略』『抵抗』の二項対立的発想から歴史を裁断する立場」に立っていることを批判するという文脈で引用したのである（『論戦』108-109頁）。「住民にとって自国の政府が他国の政府より良いとは限らない」というのはその通りである。しかしながら、第一に、これは「自国の政府」の問題点を指摘していると理解すべきであろう。たとえば、第2次世界大戦後、敗戦国となった日本とドイツは、ともに連合国の占領下におかれた。日本軍国主義やナチズムを批判する立場に立てば、いかに自国の政府とはいえその支配の継続が連合国の占領機構による統治より良いということにはならないだろう。

第二に、しかしながら、話はそれで終わらない。日本・ドイツには、連合国の支配から脱して独立をはたし、より良い自国の政府を樹立することが要請されるであろう。西川の意図は〈新〉植民地主義、西川のいう国内植民地主義への批判にあるのであって、おしなべて「他国の政府」の支配、つまり植民地主義を積極的に肯定しているとは到底思えない。もしそうであれば、それは植民地主義への全き賛美につながることになるはずだが、そんなことを西川は言っていない。西川は反「植民地」のイデオロギーが、〈新〉植民地主義＝国内植民地主義の存在を「覆い隠し」ている「現実」を批判しているのであって、「過去」の日本の「植民地主義」を肯定してはいない。後述するように、満洲国の行政体制を「効率」的なものとし、「現在」の日本の行革・構造改革につながるものとして高く評価した小林の目からは、日本の植民地主義をいちがいに否定すべきではない、「よい政治」も行った、という論点²³⁾を、西川の主張に見出そうとしているかに見える。

4. 『満鉄の調査と研究』執筆からの反論

4-1 序章～第3章について

以下では、『調査と研究』の各章に対する小林らの批判に対し、具体的な反批判を述べることにする。序章に対する小林らの批判の問題点は、すでにかなり述べているので、ここではいくつかの論点に限ることにしたい。たとえば小林・福井が、われわれが「小林のような研究視点が特化されれば、満鉄や満鉄調査組織がもった日本侵略政策への関与は軽視され、植民地主義への批判を欠落させることになる」と述べた（『調査と研究』8頁）ことにつき、「何の論証もないまま

否定的な見解を示している」と述べている（『論戦』92頁）。しかし、われわれは、前記引用の前に、「満鉄の経済調査会で活躍した宮崎正義に、日本経済の原型をつくりあげた人物という位置づけを与えている」（8頁）と述べているのだから、「何の論証もないまま」述べたのではない。この小林による宮崎賛美が、「植民地主義への批判を欠落させ」たものであることについては、後章で論証するとおり、明らかである。

また、小林らは、「『国策』の規定に関しても」「各論文の著者全員の間で、共通認識を形成する議論がなされているとは思えない」とし、『調査と研究』の第5章と第6章が、「国策調査」に言及し（第5章）、「国策」推進という文言を使った（第6章）ことを問題にしているのだが、そのどちらにあっても満鉄の調査と研究は、あらかじめ定まった「国策」の実施のためのものとして論じており、「国策決定は……軍や政府によってなされ、その実施を具体化するための調査や立案を満鉄調査組織が請け負った（または請け負おうとした）」というのが実態」というわれわれ全員の主張と何ら矛盾しない。「関与」の範囲」は、はっきり述べており、小林のように、「国策」が「決定」される段階からそれに寄与したなどということは、全く述べてはいない。

さらに、小林らは、「大日本帝国・満洲国・軍中央・関東軍などが統一された意思を基盤に対外政策を巡る「国策」を遂行していたと、見なしているのか否か」（『論戦』97頁）と疑問を呈するのだが、日本の対満政策が、政府（外務省）・軍中央・関東軍の三者の間では、しばしば政策上の対立が生じていたことは、よく知られている。また、「大日本帝国」と「満洲国」は、本国と傀儡国家なのであるから、パラレルに見ることはなじまない。こうした「ためにする議論」に、われわれは学問的な反論をする必要を認めない。

第1章（平山勉「満鉄調査の慣習的方法——統計調査を中心として」）は、満鉄がどのように統計調査を実施していたのかという点から、満鉄調査の「質」を実証的に明らかにしたものである。当時の国内官庁の統計調査方法との比較という分析視角から、同時代的な制約の中でも確保された統計調査の「質」を、満鉄がどこまで満たしていたのかを明らかにした点に、第1章の方法的特徴がある。満鉄には統計調査の過程についての記録がほとんどなく、後藤新平以来の「他人の資料を使ったスピーディなまとめ」という調査方法が根強く残り続けた。個票を使った地道な統計調査方法が採用されなかったために、満鉄は国内官庁の統計担当者から批判を受けていたことが明らかとなった。統計調査の点で、満鉄調査は「国策調査」とは言えないものだったのである。

これに対して、小林・福井からは、満鉄調査組織の統計調査能力の限界、満鉄刊行資料による調査組織研究の再構成が孕む問題、調査成果を暗黙的な所与とする自覚の希薄さ、という「満鉄研究における三つの重要な問題点に対する実証的指摘」において「成功」したとの評価を得た（『論戦』113頁）。しかしながら小林・福井は、こうした評価が、小林自身の一連の研究への批判となって返ってくることに気づいていないようだ。第1章は、小林が復刻を手がけた『満鉄経済調査会史料』（柏書房、1998年）に一部依拠するものの、小林が解題で示したように、これらの資料に満鉄調査組織の歴史を生き生きと語らしめることはしていない。平山は、『満鉄調査部

資料 米国議会図書館所蔵分』（ニチマイ、1986年）、『中国科学院図書館館蔵 原南満州鉄道株式会社大連資料館蔵書 社内刊行物』（北京科図技術開発公司、1993年）などのマイクロフィルム資料や、未復刻の『満鉄資料彙報』などもあわせて、統計調査の予定表・計画書や打合会議録といった調査過程に関する史料にもとづいて、かつ、満鉄外組織の調査との比較を通じて、満鉄調査の批判的な分析を展開している。小林・福井は、こうした第1章の分析手続きにもっと留意すべきであった。

このような手続きをふまえた理由は、言うまでもなく、「調査部神話」を批判的に検討するためである。この課題は、平山勉「日本における満鉄調査部論」（田中明編著『近代日中関係史再考』日本経済評論社、2002年）において、「調査部史観」の克服として、すでに提示されていた。すなわち、先行研究を整理すれば、「自由な雰囲気につつまれた満鉄調査部」という「神話」を流布させた伊藤武雄『満鉄に生きて』に対して、松本健一・山田豪一から反論が提示され、石堂清倫・野間清らの元調査部員の間で記憶の相対化が図られた。そして、侵略への加担責任を追及する土壤が整うと、倫理的な内省を含みながら農村慣行調査などの成果を活用した中国史研究が進展する一方で、井村哲郎などが調査活動についての実証研究を深化させた。しかし、先行研究は、神話的に保障された調査活動の自由を基調に、その膨大な刊行物から歴史を再構成する「調査部史観」を支持する点で共通している。平山はこの歴史観の克服を主張した。「調査部神話」の批判的検討が、「共同研究のテーマに拘束されての発言」（『論戦』113頁）などではないことは明らかであろう。

「調査部史観」の克服には、新史料の発掘が不可欠である。平山は、閉鎖機関資料²⁴⁾のうち、満鉄東京支社の業務資料を活用した満鉄株主の分析を通じて、株式会社としての満鉄研究を積み重ねている²⁵⁾。この研究成果をふまえれば、満鉄の調査活動にある株式会社としての「役割」を、調査の発注元や成果の利用価値を細密に検討することが重要である、という小林・福井の批判は、上述のような第1章への評価とは両立しえない。結論から言えば、株式会社としての満鉄の調査は、社業調査に近似すると小林・福井が想定するほど単純なものではないのだ。このことは、すでに発表したことでもあるので、簡単に内容をまとめておこう²⁶⁾。

「他人の資料を使ったスピーディなまとめ」という慣習的方法をリセットしようとする産業部には、資料室統計班に社業統計係と一般統計係が並置された。彼らは、経済調査会での活動を通じて、満州や中国での統計調査を、満鉄自身が実施できないことをよく理解していた。しかし、満鉄自身が個票からの統計調査を実施することが可能な領域もあった。第一回統計講習会（1939年）において、社業統計調査が鉄道・炭鉱・人事・用度・関係会社から構成されたのは、これらの事業・業務において個票からの統計調査が可能だからである。そして、そうした統計調査を志向しうる「社業」で構成される満鉄こそが、株式会社としての利益を追求する改組後の「あるべき姿」と重なるものであった。

つまり、国策のための統計調査能力を持っていなかった満鉄は、その一方で、社業（鉄道・炭鉱など）については正確な統計調査が可能であり、そのことが満鉄改組を通じた合理的経営を要

請していたのである。経済調査会以来の満鉄調査は、きちんと調査をすることができる、すなわち、損益について正確な予測ができる、満鉄の「得意分野」となる事業領域を浮き彫りにしていた。そして、「得意分野」に特化した満鉄経営＝満鉄改組は株主からの支持も得ていた。このような文脈において、満鉄調査は株式会社における調査としての意義を持っていたのである。

第2章（児嶋俊郎「未完の交通調査——『満洲交通史稿』の構想と限界」）に対しては、①同章が「日本帝国の国策的課題との関連についても留意する」という課題からは「離脱している」との批判がなされている。だが、『満洲交通史』自体に、社史編纂事業の延長という社業的側面と、編纂の結果生み出される『満洲交通史』に軍事的・国家的——もちろん日本帝国の意味である——意義が期待されるという国策的側面が重層していたのであるから、こうした批判は、あたらないであろう。

また、小林らは、②第2章は満鉄の調査機関に高い評価を与えており、この評価は『満鉄の調査と研究』が示している（と小林らが考えている）満鉄の調査機関に対する厳しい批判と整合していない、とするのだが（『論戦』118-119頁）、これも理解に苦しむ論点である。第2章執筆者（児嶋）は、『満洲交通史稿』として残された原稿には、貴重な資料の利用や記述も含まれており、その点でも今後の歴史研究にとって重要な資料的価値を持っていると考えている。しかしながら、そのことと、児嶋が第2章で明らかにした、『満洲交通史』の編纂体制自体の限界や弱体化が、満鉄調査機関の一部門としての編纂係の限界を示していたこととは、別の次元のことである。

植村静栄をはじめとする編纂担当者が、軍や政府から期待された結果を残せたかといえば答えは明らかに“NO”である。『満洲交通史』は完成せず未完の原稿が『満洲交通史稿』として残されるにとどまった。『満洲交通史』の編纂が開始された1939年以降、戦局の悪化とそれに伴う満鉄の経営難などにより、『満洲交通史』の編纂体制は縮小の一途をたどり、そのため結局『満洲交通史』は完成しなかったのである。この調査体制を維持できないという組織的弱体化を、満鉄の調査能力低下ととらえるのは間違っていない。編纂の出発点においても、中国語やロシア語の文献に関して能力に限界があることが自覚されていた。またメンバー中に「歴史の専門家がいなかった」（専門家を探したが結局得られなかった。（『調査と研究』134頁））ことなど、いくつかの問題・限界があったことが指摘されている。そもそも出発点においても翻訳者を含めて、職員17名、雇員3名、傭員15名にすぎず、この体制で予定通り作業を進めるには、「到底十分なスタッフとはいえなかった」（146頁）のである。

このほか、小林らは、③『調査と研究』の「終章」における第2章の総括の仕方が、第2章執筆者の意図と食い違っている、それは編者が自らの課題設定に合わせて総括したのではないかとしている。小林は以下のように書いている。

『満洲交通史』の編纂作業は、「軍事的価値がある、戦局に貢献しうる『交通史』の編纂を意図（児嶋自身は、「軍事的・国家的価値を持つことが期待されていたと考えられる」という表現でしかない）→当初の構想は後退→未定稿となる」と結論づけられ、まとめられる。

そこには、兒嶋論文を、「満鉄調査組織神話の否定」という編者の意図に沿うように……「神話の打破」という「論理」の中に組み込んでいこうとする姿勢が見える（『論戦』119頁）、

というのであるが、これはやや強引な批判ではないだろうか。第2章で言及してきたとおり、『満洲交通史』は「軍秘」扱いを受けた『第三次三十年史』以上に高い軍事的価値をもつものが「期待されていた」と思われ、それを「終章」で「意図していた」と表現しても、第2章執筆者の意図を否定したり曲解したりしたことにはならない。

第3章（柳沢遊「変容する市場と特産物——大豆三品の流通・生産調査」）に対する小林・福井の批判は、①「ボーリング作業」という『調査と研究』の研究方法にかかわり、特産物調査の調査研究が、「初期設定」している命題から演繹しているのに等しいのではないかという方法論上の疑問の提示であり、②柳沢は、「調査研究能力の限界」を、満鉄の大豆市場調査が業者団体など複数の経済主体によってなされたことから説明しようとしているが、それは、「初期設定」した命題から、あらかじめ想定される結論を導いている、といった諸点である。

しかしながら、第3章を注意して読んでいただいた読者にはわかるはずであるが、当初から「満鉄のみの調査能力では限界が露呈した」と結論づけていたわけではけっしてなく、満鉄の大豆三品調査活動の変遷を揺籃期から資料に基づいて丹念に追跡した結果、あらたに筆者が発見したのが、「複数の経済主体との共同調査」という興味深い事実であったことをまず指摘しておきたい。第3章が一方で、「満鉄の調査・研究にたいして高く評価している」とされていることも、異論がない。問題は、満鉄が「高く」位置づけていた大豆三品調査を、1920年代後半以降なぜ単独でなしえず、同業者団体などの協力を必要とするにいたったか、その協力形態がどのように変化したかを、大豆関連商品をめぐる市場変化をふくめて、時期別に具体的にあらわにすることに、第3章のねらいがあったのである。そのことと、満鉄による特産物調査重視政策は、少しも矛盾しない。

本章で執筆者が強調したかったのは、満鉄が、大豆の格付けをはじめとする混合保管制度に典型的にみられるように、大豆の取引機構そのものに深くコミットしており、「取引の制度化」にあたって、満鉄のはたした役割は決して小さくないことであった。それゆえ、満鉄は、第一次世界大戦期から、大豆三品の生産・流通・消費についての調査・研究を精力的におこなっており、そのなかでも農事試験場を管轄する農務課や興業部商工課の果たした役割を強調した（『調査と研究』189-191、219-220頁）。このように、満鉄は、1930年代前半まで一貫して特産物の調査を重視し、その調査研究をベースとして、実際の大豆取引の改善、大豆の品種改良による販売促進にも深く関与していたというのが、第3章の実証したポイントであった。このように重視されていた杜業調査としての大豆三品調査であったが、東三省官銀号と特定糧棧による「買占め」行動、大豆取り扱い商人・油坊の窮迫化に直面し、満鉄の取引機構への介入は、一面では継続・深化していくが、他面では、大連取引所建値問題の発生、張学良政権や国際的需要変動、さらに最終市

場の動向によって、弱化せざるを得ず、不安定性を免れないことをも、重要視した。それゆえにこそ、満鉄は、さまざまな部署において、大豆三品をめぐる調査研究を同業者団体との協力体制の構築のうえで続けていかざるをえなかったのである。

「初期設定」から大豆調査の限界性を結論づけるというように決め付ける小林・福井には、こうした大豆取引をめぐる複雑な仕組みと制約条件が、はたしてどの程度理解されているのだろうか。満洲特産中央会などのあらたな組織の樹立は、たんなる調査組織にとどまらず、「満洲国」段階、「ブロック経済」段階にはいった新しい大豆市場に対応しうる大豆の生産・改良・市場開拓のための「官民」一体となった大規模組織であり、市場調査、特産物検査、大豆の収穫予想調査を実行したのである。この満洲特産中央会は、たとえば小林が、田村羊三の戦後回想から「実施できなかった」（『満鉄調査部』70-72頁）としている大豆の混合保管等級設定についても、特産物商品標準化委員会の検査機能の強化を実施していることを明らかにしたのである（『調査と研究』216頁）。第3章は、小林『満鉄調査部』が、臨時経済調査委員会の調査対象としてのみ扱った混合保管制度を、構想と運用について長い時間軸で考察したからこそ、こうした史実をあきらかにすることができた。小林らは、「初期設定」の議論に神経を集中させるあまり、すべての叙述を満鉄の調査・研究能力の限界につなげて読解してしまうが、第3章が述べたのは、時期別に変化する大豆三品の生産・流通・消費の構造的変化なのであり、それゆえに要請される「調査研究」の課題と方法が、いかに変化を示したかという動態的把握であった。調査主体の複数性は、問題にした論点の一つに過ぎないことは、以上から明らかであろう²⁷⁾。

4-2 第4章～第7章について

第4章（山本裕「事業化された調査——資源・鉱産物調査とオイルシェール事業」）に対する小林らの批判は、執筆者（山本）が掲げた第一の課題、すなわち、満鉄の地質調査所と中央試験所による調査・分析試験を中心に、満鉄による鉱産物調査活動の全体像を俯瞰する、という点について、「オイルシェールを中心に見た概観として勉強させてもらえたが、全体像の俯瞰を通して、「調査と満鉄・政府の政策との相関関係はどのようなものであったのか、を、具体的に明らかにする」という、自ら設定した課題に応えているのかというところでは不満が残る」（『論戦』127頁）、と述べている²⁸⁾。そして小林・福井は続けて、以下のように述べる。

「満鉄による鉱産物調査活動の全体像を俯瞰」するためには、石炭・鉄鋼・金・砂金・耐火粘土・マグネサイト・油母頁岩などの鉱産物調査が、それぞれ、一つ一つ、時代状況の推移の中で、日本政府・満洲国・軍の様々な意向・思惑と、満鉄の企業としての利害と、どのようにクロスしたのか、しなかったのか、それが満鉄の鉱産物調査活動や事業化にどのような影響を与えたのか、ということ、オイルシェールの事例の一般性または特殊性と対比させながら、通史的に論じなければならないだろう。課題設定が大きすぎたように思う。

同様の指摘は、小林らが好む繰り返しの論難という手法で、このあとも繰り返されているのだが、こうした小林らの、「通史的に論じなければならない」という「批判」が、個別実証論文においてどの程度の有効性を持つかが疑問である旨、主張したい。ここで第4章への「批判」として俎上に置かれている、満鉄による鉱産物調査活動の全体像を俯瞰する、という点については、実はきちんと論じている（231-239頁）。「表4-1『清国鉱業時報』、『支那鉱業時報』、『地質調査所報告』所載調査報告種類別推移（1908～1937年度）」を、小林らは目にしていないのだろうか。加えて、「表4-3 地質調査所調査研究報告書分野別刊行状況 1907～37年度」で、満鉄地質調査組織による、31年間にわたる調査活動が、いかなる鉱産物について、時期別に報告書を刊行していたのか、その実態を一覧できるように作表し掲げ、そこから導かれる時期別特徴を抽出している。

もし、彼らの批判（そして、須永徳武の批判）が該当しないように行論を進めればどのようになったか。表4-3において分類して掲げたように、筆者は満鉄調査組織が行った調査品目を、金鉱・砂金、鉄鉱、石炭、耐火粘土（礬土頁岩を含む）、菱苦土鉱（マグネサイト）、油母頁岩、其他鉱物、一般調査と、計8つに分類した。これら8つをひとつひとつ全てにわたって、「調査と満鉄・政府の政策との相関関係はどのようなものであったのか、を、具体的に明らかに」しようとすれば、そのような論文は散漫なものになって読解に耐えられないであろう。このような「批判」は、あたかも批判せねばという「切迫感」から行われたものであるようにさえ思われる。

第5章（伊藤一彦「異民族支配の模索——在満朝鮮人調査」）について的小林・福井の批判に言及しよう。小林らは、満洲事変前の満鉄の在満朝鮮人調査が「間島地域に集中していた」（『論戦』129頁）とする。第5章は、満鉄の在満朝鮮人関係の調査結果として作成された「最も早い時期の資料は、朝鮮人が多く居住する間島に関するものである」（『調査と研究』274-275頁）として1917年5月末から6月初めにかけて行われた調査課員上塚司の間島調査をあげたが、満鉄の在満朝鮮人調査の対象が「間島地域に集中していた」とは書いていない。間島調査が最も多いことは事実であるが、それだけという訳ではない。第5章があげたもう一つの事例は、朝鮮総督府からの申し出により1926年10月～12月に実施した共同調査である。これは間島が中心だが、「間島および牡丹江流域についての共同調査」（『調査と研究』276頁）と、間島以外の地域も調査対象であることを明記している。

また、小林・福井は、外務省や朝鮮総督府が、早くから在満朝鮮人調査を行っていたのに対し、満鉄の在満朝鮮人調査は、「企業経営において重視される朝鮮人労働者の使用や朝鮮人職員の採用等の必要から、1920年代後半以降に「社業調査」として行なった」（『論戦』130-131頁）とする。しかし、上記上塚司の間島調査は1917年であり、調査結果は、「間島事情・間島ニ於ケル水稻」（総務部調査課『調査資料』第2輯、1918年6月）として刊行されており、それは必ずしも純粋な「社業調査」とは言えないし、「企業経営において重視される朝鮮人労働者の使用や朝鮮人職員の採用等の必要」とはほとんど関係ない。そもそも当時の間島調査は、在満朝鮮人が最も多く居住する間島地方の実態調査が中心であった。また第5章では取り上げていないが、1920

年代前半、満鉄は他に、奉天公所「在満朝鮮人問題ニ対スル意見」（1920年12月）、石浜知行「移民及殖民 朝鮮人労働者」（庶務部調査課『満蒙全書』第6巻、大連・満蒙文化協会刊、1923年）、庶務部調査課編「在満朝鮮人の現況」（1923年10月）、長春地方事務所「不逞朝鮮人及共産党状況概観」（1923年10月）などを刊行しており、タイトルから分かる通り、満鉄による在満朝鮮人関係の調査・研究は1920年代後半以降になって、はじめて「社業調査」として行われたとする小林・福井の断定は、まったく資料的根拠がない。

さらに小林・福井は、満鉄の在満朝鮮人調査が、「企業戦略と結びつくもの」であり、その日本帝国の政策への「関与」は、「結果」であった側面が大きい」（『論戦』131頁）と主張する。分かりにくい日本語だが、満鉄の在満朝鮮人調査は、何よりも満鉄自身の「企業戦略」、つまりは企業利益のために行われたものであり、その結果によっては、日本帝国の政策に関与することもあったということのようである。満鉄が、国策会社とはいえ利潤追求を使命とする株式会社である以上、満鉄の在満朝鮮人調査が「社業調査」として行われた側面は否定できない。しかし、先述した満鉄の在満朝鮮人関係の刊行物からも分かる通り、これらをすべて純然たる「社業調査」と言い切ってしまうてよいのだろうか。まして、第5章が詳述した満鉄経済調査会の朝鮮人移住策（『調査と研究』302頁以下）が、関東軍の指示のもとに、日本帝国主義あるいは満洲国の政策立案を支援するための「国策調査」に基づいて作成されたものであったことに議論の余地はない。小林・福井が、満鉄の在満朝鮮人調査を「社業調査」と強調するのは、「国策調査」であることを否定したものと理解される。満鉄の在満朝鮮人調査を、「社業調査」でもあり、「国策調査」でもあった」（『調査と研究』323頁）とする第5章の主張に対し、小林・福井は「日々変容する歴史的状況や時代的条件との関わりについては希薄であり、編者たちの「結論」に合わせた感が否めない」（『論戦』131頁）と「決めつけ」をしてもいるのである。

ここで想起されるのは、調査機関の調査や立案による「国策」への「関与」が「あったか」「なかったか」の二項対立的発想（『論戦』94頁）といったように、「二項対立」を小林・福井が否定的に評価し、繰り返し批判的に論じていることである²⁹⁾。だが、小林らの、朝鮮人関係の満鉄調査を「社業調査」だとして「国策調査」を否定する論法は、それこそ「二項対立的発想」そのものではないだろうか。

第6章（江田いづみ「満鉄と植民地医学——七三一部隊への視座」）に対する小林・福井の「批判」への見解は、すでに述べたので、ここでは繰り返さない。

第7章（江田憲治「総合調査の「神話」——支那抗戦力調査」）についての「批判」は、端的に言えば、尾崎秀実が「支那抗戦力調査」の成果を、高く評価しているのだから、同じ評価を与えないのは間違いだ、というものである。しかしながら、従来の研究における同調査への高い評価は、満鉄調査組織の構成員であった伊藤武雄・中西功・石堂清倫らの記述や証言が果たした役割が大きい。いわば「内輪ほめ」なのである。だからこそ、第7章執筆者は、抗戦力調査の成り立ちを克明に辿り、また軍の調査との比較を行ったのである。尾崎秀実も、抗戦力調査委員会のメンバーであるのだから、発言を至上視できないことは言うまでもない³⁰⁾。

5. 日本経済史研究における論争

5-1 「1940 年体制論」をめぐる論争

最後に、あらためて「学問的論争」とはいったいどうあるべきなのか、小林らとわれわれとの「論争」が、日本経済史の研究にどんな位置を占めるのかを、明らかにしておきたい。ここで想起されるのは、1990 年代に日本経済史のホット・イシュー（橋本寿朗）となった、日本企業システムの形成史研究における「1940 年体制論」をめぐる論争の経緯であろう。

奥野正寛と岡崎哲二は、「現代日本の経済システムの構成要素の大部分」は日中戦争・太平洋戦争という戦時期に作られた、とする議論を著作のなかで展開した（戦時経済源流説）³¹⁾が、これを受け、野口悠紀雄は、高度経済成長を支えた経済体制を、日本的企業・間接金融・租税制度・官僚統制・土地制度などの連続性を論点として、戦後日本の経済は「1940 年体制」＝戦時総力戦体制の継続であるとした³²⁾。

だが、こうした野口の議論に対して、その後有力な批判とそれをのりこえた実証研究が提起されているので、その一部を紹介することにより、学問的論争が「不毛」ではなく、学界に新しい研究の機運と高次の認識を生み出す契機にもなることを示しておきたい。批判は、一般誌での問題提起としてはじまった³³⁾が、ここでは原朗と橋本寿朗の研究を見てみよう。原は、戦後 50 年の歴史過程を概観した上で、「ここ〔野口の所論〕で「40 年体制」として概括されるものは、戦時において実際に形成され機能していたものをさすかのように主張されながら、実は現在において批判の対象としたいあれこれの現象が一括して含められている」ことを指摘した。原によれば、「40 年体制」論とは、「現在における日本経済の問題点を過去に色濃く投影したもの」であり、「史実をやや恣意的利用している感を拭いえない」ものなのである³⁴⁾。

また、橋本寿朗も、野口の論旨を丁寧にとりながら問題点を指摘した³⁵⁾。橋本は野口の著作³⁶⁾の論点を、①戦時期と戦後における「官僚制度と金融制度」の連続性、②高度成長の基本要因＝「日本型企业と間接金融体制」、③石油ショックによる 40 年体制強化（第 3 の総力戦）、④生産優位の思想と競争否定の思想、と整理する。そこで橋本は、①について、GHQ による大改革後も「戦前以来の官僚制度が残った」ことを「基本的に」認めつつ、「官僚機構が担った課題は、戦前、戦時と戦後は異なった」と批判し、野口の注目する戦前の「革新官僚」が、「内務官僚中心」とされたり「経済官僚中心」とされたりする矛盾も指摘した。また、②戦後の金融政策は、指令のかたちではなく日銀の融資斡旋で行われたことなどで戦前と決定的に異なり、③「第 3 の総力戦」として会社中心主義が指摘されるが「40 年体制」は国家中心主義であったはずだし、間接金融システムには戦前と戦後で大きな変化が生じていた、④生産優位の思想が続いたというのは一面妥当であるが、競争否定の思想につき、野口の、戦前の財界は自由主義を主張したが戦後は協調が重視された、という主張は「首尾一貫していない」、などの批判がなされている³⁷⁾。

こうした批判に対し、野口は反論をしないまま、2002 年と 12 年に『1940 年体制』の新版と増

補版を刊行した。しかし、『社会経済史学の課題と展望』（2002年）では、長谷川信、沢井実、石井寛治の3人が、それぞれこの論争に言及し、残された課題についても提起している。長谷川信は、「日本の企業システムを検討する視角としては、戦時期かまたは戦後改革期かという企業システムの源流探し（発生史）の分析ではなく、第二次世界大戦後の高度経済成長と、その後の石油危機、円高バブル経済、バブル崩壊という環境変化のなかで、企業システムとその構成要素（サブシステム）が如何に外的・内的環境変化に対応し、変容していったかを明らかにする作業が必要であろう」として、橋本寿朗の提言を生かす方向を打ち出した³⁸⁾。石井寛治は、「戦時期源流説」への批判を原・橋本に即して肯定的に紹介したのち、「両大戦間期の日本資本主義がどのような比較史的特質をもっていたのか」という論点は残されたと総括した³⁹⁾。この点を一歩すすめて、「戦前」との「主体」の格闘のなかで、戦時期、さらに戦後改革期の変革が進められたことを指摘したのは、沢井実である。沢井は、それに続いて、「戦時・敗戦体験に規定された主体的選択の連鎖の結果、戦時期の制度革新のうち、あるものは修正・棄却され、あるものは不可逆的变化として日本経済に定着した」⁴⁰⁾と述べ、野口や奥野・岡崎の議論に欠落していた歴史における「主体」、「制度」形成の担い手への着目の重要性を提起したのである⁴¹⁾。こうした一連の動きをうけて、原朗は2013年の著作で、「戦時期から戦後変革期への転換については、……『復興期の日本経済』（東京大学出版会、2002年）や『日本経済史4 戦時・戦後期』（東京大学出版会、2007年9月）などに寄せられた諸論考により、実証研究レベルで「1940年体制」論はほぼ克服されたと考えられる」としているのである⁴²⁾。

5-2 「満洲国」と戦後日本を直結させる小林説——『「日本株式会社」を創った男』の検討

こうして「1940年体制論」は経済史学の間からは退場をとげ、戦時から戦後への経済再編成については、経済主体の認識転換を含めたミクロ次元の実証研究が、2000年代に盛んになったと言えるのだが、「1940年体制論」と同じ研究動向に属する、小林英夫による宮崎正義の評伝『「日本株式会社」を創った男』の主張は、今日に至るまで十分な学問的検証を受けてはいない。同書の、満洲国建国初期における宮崎らの「役割」についての議論の問題点はすでに指摘したが、その後「日満財政経済研究会」に移った彼の活動を述べる小林の記述も検討すべきだろう⁴³⁾。

小林によれば、宮崎は1936年初め以降、「対ソ戦のみならず日米未来戦争に打ち勝つための、生産力拡充五カ年計画の立案とその統制方策の作成」に全力をあげ⁴⁴⁾、同年9月には「満洲ニ於ケル軍需産業建設拡充計画」、11月に「帝国軍需工業拡充計画」を作成したが、このうち前者が「たたき台」になって10月の湯岡子温泉会議で「満洲産業開発五カ年計画」が作成され、「日本に先行するかたちで、宮崎たちの構想が実現していった」とする。しかしながら、ここで疑問に思われるのは、小林が、宮崎の「成果」を紹介するばかりで批判的な検討をまったくとっていないほど行っていないことである。小林は、10月の湯岡子温泉会議で作成された「満洲産業開発五カ年計画」を、「満洲最終案」と述べるのだが、それならばなぜ、11月の「帝国軍需工業拡充計画」が、満洲の5カ年後の到達目標を、10月のそれと違う数字で挙げているのだろうか。9月

の「満洲ニ於ケル軍需産業建設拡充計画」を含め、9月・10月・11月の計画の、満洲での5年後の到達目標を比較して見ると、鉄鉱（600万トン→805万トン→600万トン）、石油（253万トン→160万トン→130万トン）、銑鉄（300万トン→253万トン→240万トン）という推移を示している⁴⁵⁾。このほぼ漸減する数値は、何を意味するのか、小林は何も語らないが、それは、統計調査が充分に行われないまま目標数値が打ち出されたということなのである。

さらに、湯岡子会議の結果について重要な指摘を行っているのが、原朗である。原によれば、湯岡子会議でまとめられた「満洲産業開発五カ年計画案」は、宮崎ら日満財政経済研究会の案と大上末廣ら満鉄経済調査会の案を基礎として、これに満洲国側の「資源開発研究」が「合体」して成立したものである（小林の記述では、宮崎らの案だけが「たたき台」とされている）。しかもそれは、「余りに漠然たるものに付審議を進むるに能はず」と大蔵省から審議を拒否され、閣議決定も行われなかった⁴⁶⁾。小林は、先行研究が指摘する湯岡子会議案の問題点に向き合わず、宮崎らの「努力」が「満洲産業五カ年計画綱要」「重要産業五カ年計画要綱」として「結実した」と述べるだけである。そして後者の実施に関わる、「重要産業五カ年計画要綱実施ニ関スル政策大綱（案）」（1937年6月10日付）の検討を通して、宮崎正義たちが「めざそうとしたものは、今日その真価が問われている日本的経営システムの原型を作り上げる作業だった」とするのである⁴⁷⁾。

ここで小林は、宮崎らの「大綱（案）」の主張を①「産業統制政策の展開と企業の国家目的への従属」、②「国家目的を実現するための金融機関の統制の強化と貿易・為替統制の強化、そして物価統制の実施」、③「円滑なる雇用・労務政策の展開」、④「行政機構の新設統廃合による機構改革」という4点にまとめ、その「特徴」は「まさに今日の日本型経営システムそのものにほかならなかった」とするのだが、ほんとうにそうだろうか。第1点の「企業の国家目的への従属」が、「日本的経営システムの原型」と言えるのか。第2点の金融政策についても、前述の野口に対する批判に照らしても見れば、「大綱（案）」の述べる日銀の資金の国家統制と、戦後の日銀の金融政策には、大きな相違がある。また第3点について、小林は産業平和や労使協調も重要だったとし、労働者や農民が「政策的配慮の対象」となったとするのだが、その要因が、戦争政策遂行に動員するためにあったことは明らかではないだろうか。これらの点は、先に見た「1940年体制論」への批判の論点を視野に含めれば、かなり強引で、証拠の提示抜きで、主張が行われ、批判的視座がまったくない。

さらに、第4点についての小林の説明は、まことに読みづらいが⁴⁸⁾、宮崎らは日本の内閣制度を解体し、新たに各省長官とは別の国务大臣（総理を含め5名）からなる「国务院」を設立、また別に「総務庁を設立」して、「総務庁」が立案した政策を「国务院」が採択すれば、法律として成立する仕組みを提案したようであり、これを小林は「いわば一挙に行革を実施しようというのである」と評価している。小林は、昭和期（戦前）の内閣大臣ポストが13-14名であったことを指摘し、「国务院」の大臣が5名になるのだから「行革」と評価しているようだが、そもそも各省の長官ポストは残るのだし、「大綱（案）」は別に、貿易省・航空省・保健省と三つも省を増

やすことを提案しているのだから、「行革」にはならない。恣意的な評価であろう。

さらに問題なのは、「国務院」「総務庁」といった名称とその機能は、宮崎らが、満洲国での経験を持ち込もうとしたものだったことである。満洲国の植民地支配にあって、「総務庁」は絶対的な権力を行使していた。満洲国政府の総務庁長・同次長・同各処長、各部総務司長らから構成される「火曜会議」は、満洲国の「法令、政策及び重要措置」のすべてを決定し、「国務院」はそれを追認したにとどまる（なお、満洲国では立法院は事実上成立していない⁴⁹⁾）。こうした植民地支配のあり方を小林は効率的な行政と見なし、ファシズム国家への一里程というべき政府意思決定の集約化の狙いを評価していることになる。さらに、小林は、満洲国での「基本国策作りに参画」したことが、その後55年体制のスタートとともに、「官主導の高度経済成長へと引き継がれていく」（『論戦』第4章、207頁）と断定するのだが、こうした強引な解釈は、近年実証研究がさかんになった高度経済成長研究の成果とも相容れないことを、指摘しておきたい⁵⁰⁾。

おわりに — 「論争」の「学問的」意味

以上のような議論を辿ったすえ、われわれは、あらためて、小林らとの論争に次の「学問的」意味を、日本・東アジアの経済や歴史を専門領域とする研究者に、提起したい。

第一に、小林による、満鉄調査組織を過大評価することを通じて展開された所論に対し、それが論拠にとほしい主張であることを明らかにし、いまだ本格的に論評を加えられていなかった小林説を、実証的に批判したことである。『「日本株式会社」を創った男』は、論拠もなく統制経済の満洲国への採用を宮崎ら満鉄経済調査会によるものと論じ、宮崎らによる満洲国の植民地行政の日本への導入提案を、そしてまた日本の戦争政策推進のための5カ年計画作成を（実証研究を欠いたまま）評価した。また、『論戦』は、植民地医学の貢献の指摘をわれわれにもとめ、植民地支配はその国の人々にとって悪いものではなかった、との論点を展開している。こうした議論の存在こそが、一国の為政者による「侵略の定義は明確でない」といった発言の社会的背景をなしているのではないか。小林の書籍は、岸信介らが日本のグランドデザインを描いたとする『満州と自民党』（新潮新書、2005年）に象徴されるように、戦前の「満洲国」に郷愁や共感を持つ読者を引きつけてきたのである。

第二に、学問的論争とは、本来どのようなものであるべきか、を考えたことである。われわれと小林らとの「論争」は、批判（『調査と研究』）— 反批判（『論戦』）— 再批判（『三田学会雑誌』松村論文、『社会システム研究』渡部・江田論文、そして本稿）とつづいているのであるから、その意味では、「1940年体制論」をめぐる論争よりも発展したといえるかもしれない。しかしながら問題は、小林らが用いた論争の方法である。「1940年体制論」論争で原朗や橋本寿朗が用いたのは、自らの実証的な論考であり、データであり、研究史を踏まえた主張だった。それをうけた石井寛治、沢井実、長谷川信も、研究史の検討を行なって、「1940年体制論」の批判的克服をはかった。われわれが用いたのも、同様の方法である。小林の、満鉄経済調査会が満洲国に

統制経済政策をもたらしたとする主張や、その「満鉄調査部事件」理解を、史料根拠にもとづいて検討し、満鉄調査部の成果に対する従来の（小林だけではないが）高すぎる評価を、各章の課題の範囲で検証したのである。

これに対して、小林らの用いた方法は、「学問的」なそれとはいえない。自らに都合のいいように「決め付け」、議論を「すりかえ」て反論のための反論に終始したことは、本稿が明らかにしたところである。こうした誤った「論争」のやり方の克服の上に展開される論争こそが「学問的論争」であり、われわれの属する社会科学の進展に寄与するものであろう。日本経済史研究者の多くにとっては、既知の事実である「1940年体制論」の批判のされ方とその後の論争の推移をあえて、詳しく紹介したのは、学問的論争には十分な意味があり、それが活発に展開されることが、業績主義が蔓延して研究者が視野狭窄におちいりがちな今日の日本の歴史学にとって、重要であることを、確認したかったためである。この事例を含め、「論争」のあるべき姿を明らかにすることができたとすれば、小林らとわれわれの、縷々述べてきた一見不毛な「論争」に、意味を見出しうるのではないだろうか。

注

- 1) 村上勝彦「日本資本主義と植民地」『社会経済史学の課題と展望』有斐閣、1984年、193頁。
- 2) 石井寛治『帝国主義日本の対外戦略』名古屋大学出版会、2012年。
- 3) 柳沢遊「満鉄史研究の新地平——帝国主義侵略のなかの満鉄像」政治経済学・経済史学会秋季学術大会（2013年度）報告準備稿（未定稿）。
- 4) 社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣、2002年、2012年。
- 5) 歴史学研究会編『歴史学における方法的転回——現代歴史学の成果と課題 1980-2000年』青木書店、2002年。
- 6) 松村高夫・解学詩・江田憲治編『満鉄労働史の研究』日本経済評論社、2002年。
- 7) 松村高夫・柳沢遊・江田憲治編『満鉄の調査と研究』青木書店、2008年。
- 8) 早稲田大学アジア太平洋研究センター『アジア太平洋討究』第11-12、14-16号、2008-2011年。
- 9) 『論戦「満洲国」・満鉄調査部事件——学問的論争の深まりを期して』彩流社、2011年。
- 10) 慶応義塾経済学会『三田学会雑誌』105巻4号、2013年1月。
- 11) 京都大学人間・環境学研究院社会システム刊行会『社会システム研究』第15号、2012年3月。
- 12) 「満鉄調査部事件（1942-45年）」、井村哲郎編『満鉄調査部——関係者の証言』アジア経済研究所、1996年、527、532頁。山田豪一『満鉄調査部——栄光と挫折の四十年』（日経新書、1975年）も、石堂と同様の見解である。
- 13) 渡部・江田前掲「「尾崎秀実の関東軍司令部爆破計画」は実在したか」、143頁。
- 14) 小林『「日本株式会社」を創った男』90、149-153頁、同『満鉄調査部』11、82頁。
- 15) 詳しくは、原朗「1930年代の満州経済統制政策」、満州史研究会編『日本帝国主義下の満州——「満洲国」成立前後の経済研究』御茶の水書房、1972年、8-10頁参照。
- 16) 渡部・江田前掲「「尾崎秀実の関東軍司令部爆破計画」は実在したか」、149頁。

- 17) 松沢哲成「『満鉄調査（部）という神話』の解体を目指して——松村高夫他編『満鉄の調査と研究——その〈神話〉と実像』を読む——」『寄せ場』第22号、2009年5月。
- 18) 江田いづみ「満洲医科大学と『開拓衛生』」『三田学会雑誌』97巻2号、2004年、を参照。
- 19) 『満鉄の調査と研究』第6章 表6-3、6-4、および山中峰央「『満洲国』人口統計の推計」『東京経済学会誌（経済学）』245号、2005年3月。
- 20) 松村高夫前掲「満鉄調査部弾圧事件（1942・43年）再論」。
- 21) 『隔世遺思——評満鉄調査部』人民出版社、2002年。
- 22) 西川長夫「〈新〉植民地主義論——グローバル化時代の植民地主義を問う」平凡社、2006年。
- 23) 「日本帝国主義の中国侵略を糾弾する立場にある」といいながら、「侵略」と「抵抗」の「二項対立的発想」を批判するのだから、そのように読み取らざるを得ない。
- 24) 閉鎖機関資料の整理・調査については、平山勉「『閉鎖機関関係資料』をめぐって」『日本植民地研究』14号、2002年6月、を参照。
- 25) 平山勉「満鉄の増資と株主の変動——1933年増資の払込期間を中心として——」『歴史と経済』202号、2009年1月、同「戦時経済統制下の株式市場における競争の変質——満鉄の1940年増資と株主の安定——」『日本植民地研究』22号、2010年7月、同「株式市場の拡大と株券譲渡の「正当性」——満鉄株主訴訟（1934年）を事例として——」Graduate School of Film Producing; Working Paper Series No. 12-02、2012年10月。
- 26) 平山勉「満鉄調査における志向と制約——株式会社制度の観点から——」『環東アジア研究センター年報』（新潟大学）4号、2009年3月。
- 27) もちろん紙数の制約があったので、小林・福井のように「浅薄な読解」にとどまらない読者には、満洲大豆をめぐる中国内・日本国内・国際市場内の競争関係の変化と、満鉄および関連団体による「特産物調査」との関連がみえにくいという不満は生じうるが。この点は、満鉄と中東鉄道との運賃競争、豆粕の用途拡大と中央試験場の役割、満洲—ドイツ間の「満独貿易協定」締結が大豆取引に果たした影響などに言及した岡部牧夫「『大豆経済』の形成と衰退」が参考になる（同編『南満洲鉄道会社の研究』日本経済評論社、2008年）。第5章の著者は、ワーク・ショップにおけるコメント「満鉄と大豆市場」（新潟大学環東アジア研究センター『環東アジア研究センター年報』第4号、2009年3月）で、岡部説と柳沢説の異同、その「補完」的關係について率直に述べたが、ほとんど同時期に執筆された類似テーマの論文を重ね合わせて理解することで、学問的論争が高次の学問的認識へのステップになる典型的事例として、読者に読んでいただきたい。
- 28) この点については、『満鉄の調査と研究』の書評を執筆した須永徳武も、「本章の検討は「燃料国策」と絡めたオイルシェール事業調査にはほぼ特化している。検討対象が限定的で「鉱産物調査活動全体の俯瞰」という課題が達成されたとはいえない」（須永徳武「書評 松村高夫・柳沢遊・江田憲治編『満鉄の調査と研究——その「神話」と実像——』」『歴史と経済』第216号、2012年7月、45頁）と述べている。
- 29) 『論戦』28、29、54、55、65、69、70、84、94、100、104、108、110頁。
- 30) 以上、本稿第4章の記述は、『調査と研究』各章執筆者の執筆にもとづき、反批判を公表するにあたって、合意をへたものであることを明記しておきたい。
- 31) 奥野正寛・岡崎哲二編『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社、1993年、274-275頁。
- 32) 野口悠紀雄「1940年体制を打破できるか」『月刊Asahi』1993年11月号、同「日本型システム淵源『1940年体制』の超克」『ダイヤモンド』1994年1月8日号、など。
- 33) 橋本寿朗「戦後経済50年—2—「1940年体制」は現在と直結していない」『エコノミスト』1995年5月2日号、宮本光晴「「1940年体制論」は誤りだ」『諸君』1995年8月号。

- 34) 原朗「戦後 50 年と日本経済 ― 戦時経済から戦後経済へ」『戦後 50 年の史的検証 年報・日本現代史』創刊号、1995 年。
- 35) 橋本寿朗「企業システムの「発生」、「洗練」、「制度化」の論理」、橋本寿朗編『日本企業システムの戦後史』東京大学出版会、1996 年。
- 36) 野口悠紀雄『1940 年体制 ― さらば戦時経済』東洋経済新報社、1995 年。
- 37) なお、原と橋本は、岡崎と奥野の「戦時経済源流説」についても批判しているが、ここでは省略に従う。
- 38) 前掲『社会経済史学の課題と展望』2002 年、311 頁。
- 39) 同前、20-21 頁。
- 40) 同前、209 頁。
- 41) なお、この点に関連して、山之内靖の「総力体制論」に対する松村高夫の所論も重要である（前掲『満鉄労働史の研究』、13-14 頁、松村前掲「満鉄調査部弾圧事件（1942・43 年）再論」、218 頁）。
- 42) 原朗『日本戦時経済研究』東京大学出版会、2013 年、487 頁。なお、同様の研究動向の著作に、原朗・山崎志郎編『戦時日本の経済再編成』（日本経済評論社、2006 年）、武田晴人編『日本経済の戦後復興 ― 未完の構造転換』（有斐閣、2007 年）が挙げられる。
- 43) なお、『論戦』第 4 章の論点は、同書の内容に関するものである。
- 44) 小林前掲『「日本株式会社」を創った男』127 頁。
- 45) 同前、132、134、141-142 頁。
- 46) 原前掲「1930 年代の満州経済統制政策」、『日本帝国主義下の満州』61-69 頁。
- 47) 小林前掲『「日本株式会社」を創った男』149 頁。
- 48) より詳しくは、山崎志郎『物資動員計画と共栄圏構想の形成』（日本経済評論社、2012 年）53-54 頁を参照。
- 49) 解学詩『偽満洲国史 新編』人民出版社、1995 年、221 頁、社会党議員田中稔男の首相岸信介に対する質問、1960 年 5 月 3 日、第 34 回国会、衆議院日米安全保障条約等特別委員会、国会会議録検索システム。
- 50) 石井寛治・原朗・武田晴人編『日本経済史 5 高度成長期』東京大学出版会、2010 年、原朗編著『高度成長始動期の日本経済』日本経済評論社、2010 年、参照。